

# コーポレートガバナンス

さまざまなステークホルダーとの間で公正かつ良好な関係を構築し、長期的な視点に立って企業価値の向上を図ることを経営の基本方針とし、この基本方針に則った、適正かつ効率的な業務執行を確保することができるよう、意思決定の透明性を高め、監視・監督機能が適切に組み込まれた体制を構築します。また、適時適切な情報開示に努め、株主からの信頼に基づいた経営を行います。

## 経営体制

伊藤忠商事は、取締役による業務執行を監査役が監視する監査役会設置会社です。また、経営執行体制としては執行役員制及びディビジョンカンパニー制を採用しています。執行役員制は1999年より導入していますが、これにより取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図りました。ディビジョンカンパニー制においては、7つの社内カンパニーが担当事業領域における経営の責任を負い、市場・顧客のニーズに迅速に対応し、自主経営を行うとともに、総本社は、全社の経営戦略の企画及び経営総合管理に特化し、カンパニー自主経営と総本社による総合経営管理との間でバランスのとれた効率の高い経営体制を構築しています。また、社長を補佐する機関としてHMC (Headquarters Management Committee)を設置し、全社経営方針や重要事項を協議しています。さらに、各種社内委員会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な審査・協議を行い、社長及び取締役会の意思決定に役立てています。なお、取締役の各事業年度に対する経営責任を明確化するため、2005年度には役員退職慰労金を廃止し、業績も反映して決定される年次報酬に一本化しました。また、2006年度からは取締役の任期を1年に短縮しました。

## 内部統制

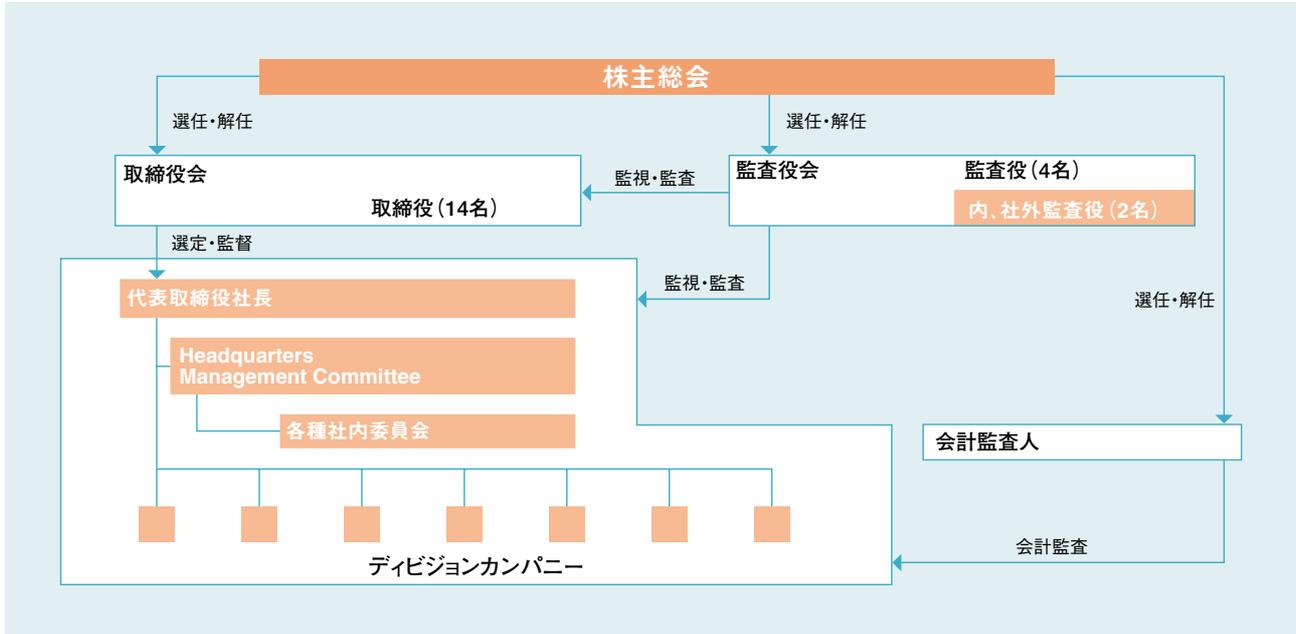
内部統制の3つの目的(①法令遵守の徹底、②財務報告の信頼性確保、③経営の有効性と効率性の向上)のうち、法令遵守については、次ページに詳述するように従来からコンプライアンス体制の充実に努めています。財務報告の信頼性確保を目的とした内部統制についても、関連社内規程を整備するとともに、適切な統制機能を業務プロセスに組み込むことにより構築していますが、この体制をより一層充実させるためのプロジェクトを現在進めています。また、経営の有効性と効率性向上に向けた業務改革プロジェクト「ITOCHU DNA(Designing New Age)プロジェクト」も2006年度から開始しています。

## リスク管理

市場リスク・信用リスク・投資リスク等さまざまなリスクに対処するため、各種管理規則、投資基準、リスク限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理しています。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューし、管理手法の高度化に努めています。なお、2005年度には大規模災害時における業務継続計画(Business Continuity Plan)を策定しましたが、今後、この計画をさらに充実させていく予定です。

コーポレートガバナンス体制

(2006年6月末現在)



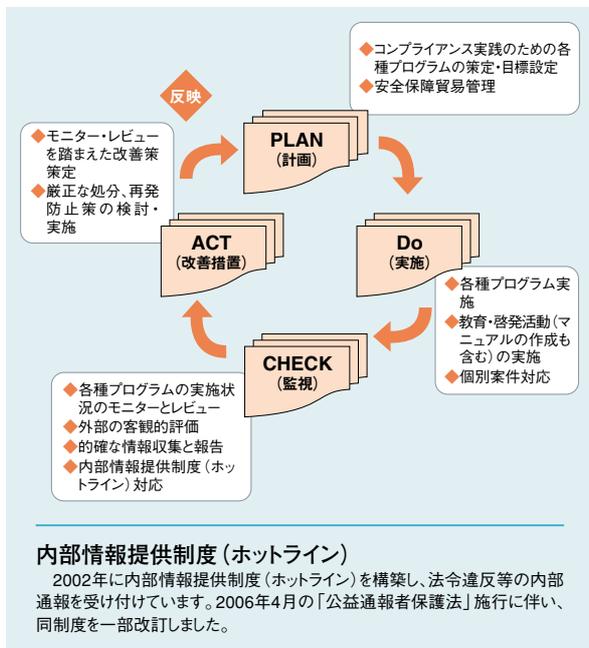
# コンプライアンス

「良き企業市民」として社会との共生を図るためには、社会の最低限のルールであるコンプライアンス（法令遵守）は不可欠です。伊藤忠商事では、コンプライアンスをCSRの土台と位置付け、「築城150年、落城1日」を合言葉に取り組みを進めています。

## PDCAによる継続的改善

コンプライアンス徹底のため、伊藤忠グループ内の各組織において、アクションプランである「コンプライアンスプログラム」を策定しています。同プログラムに従い、PDCAサイクルに沿って活動していくことによりコンプライアンスの継続的な高度化を図っています。

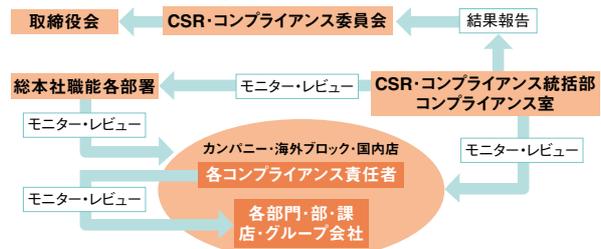
### PDCAサイクル



## モニター・レビューによる活動のチェック

PDCAサイクルのC(チェック)に当たる仕組みのひとつとして、2003年度から半期に1度、伊藤忠グループ内の各組織に対して各種プログラム・法令遵守マニュアル等の策定状況や教育・研修の実施状況をモニターし、その結果をレビューして改善を図る仕組みを構築しています。具体的には、カンパニー・総本社職能部署・国内支社支店・海外店及びグループ会社それぞれのコンプライアンス責任者(または総本社職能部署長)宛にアンケートを送付し回答を得ています。このアンケートは、さらに上記各組織の内部組織(部門・部・課等)に対しても実施しており、その回答結果はトップマネジメントに報告しています。

### モニター・レビューの仕組み



### モニター・レビューアンケート結果(抜粋)

アンケート項目	結果				
	2004年3月	2004年9月	2005年3月	2005年9月	2006年3月
①グループ会社のうちコンプライアンスプログラムを策定している割合	82%	83%	94%	97%	99%
②海外店のうちコンプライアンスプログラムを策定している割合	69%	71%	87%	99%	99%

## コンプライアンス教育・研修

各種法令を「全社共通法」(各種ビジネスに共通して適用される法律)と「特別業界法」(取扱商品・サービスごとに適用される関係業界法令諸規則)に分類し、全社共通法については総本社職能各部署が、特別業界法についてはカンパニー等の各組織が、それぞれ対象となる法令リスト及び遵守マニュアルを作成し、教育・研修を実施しています。

## 今後の課題/海外店及び海外グループ会社のコンプライアンス強化

2006年度の重点施策は「海外でのコンプライアンス強化」です。2005年度に国内グループ会社約200社を対象として実施したコンプライアンスコンサルと同じような活動を海外店・海外グループ会社向けに実施し、伊藤忠グループにおけるコンプライアンスのさらなる高度化を図ります。

## 安全保障貿易管理

伊藤忠商事は、安全保障貿易管理に係る社内規程である「貿易管理プログラム」を策定しており、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づく関連法令諸規制の遵守はもとより、国際社会との協調及び国際平和への貢献という観点からも「貿易管理プログラム」による管理を行っています。

# CSRマネジメント

カンパニーごとに、それぞれの事業内容に即した「本業におけるCSR」を実践するとともに、全社横断的に推進すべきCSR課題については、総本社職能部<sup>※</sup>が中心となってアクションプランを策定し実行していきます。

※本社コーポレートスタッフ部署。業務部（経営企画）、事業・リスクマネジメント部、広報部、IT企画部、海外市场部、財務部、経理部、人事部、法務部、総務部、CSR・コンプライアンス統括部、監査部、秘書部などがあります。

## CSR推進体制

伊藤忠商事は、従来から事業活動の中でCSRを実践してきましたが、より組織的・体系的にCSRを推進するために、2005年4月にCSR推進室を新設しました。また、CSRに関する基本方針・施策等については「CSR・コンプライアンス委員会」で議論・検討することとし、より積極的にCSRを推進していく体制としています。

## マネジメント側面のアクションプラン

### 総本社でのCSRの取り組み

伊藤忠商事が対応しなければならないCSR課題はまだまだ沢山あります。当社は、カンパニーごとに事業領域・業界に応じたCSR課題への対応を行うこと（P9～22参照）を中心に当社のCSR活動を推進していこうと考えていますが、一方で、定期的に全社を俯瞰して全社横断的に強化・対応すべき課題を抽出し、総本社が中心となって課題への対処を行うことも重要だと考えています。この考えに基づいて、2006年度は右に掲げた課題を中心に対応を強化していきます。

### CSRの社内浸透

伊藤忠商事では、中期経営計画「Frontier-2006」期間中の3つのCSR推進基本方針のひとつとして「CSRに関する教育・啓発」を掲げています。社員一人ひとりがCSRを深く理解し、実際に日々の業務やビジネス活動の中でCSRを体現していくために、社内浸透に努めています。

具体的には、社内各階層に対するCSR研修の実施や、社内報「ITOCHU MONTHLY」でのCSR特集の連載、さらに、2006年5月24日に開催されたステークホルダーダイアログには25名の社員が陪席するとともに、ダイアログの様相（動画）をその後社内イントラで全社員が見られるようにするなど、CSRに関する情報発信等により、社員が自らCSRについて考える企業文化を醸成したいと考えています。また、本レポートを社内浸透のツールのひとつと位置付け、「CSRレポートを読む会」の開催や各組織でのCSRに関する活発な議論といった企画を今後実施する計画です。

## 総本社職能部が中心となって推進するCSRアクションプラン

	CSR課題	担当部署
CSRマネジメント	CSR面での現状把握	CSR・コンプライアンス統括部
	CSRに関する教育・啓発を全社的に推進	CSR・コンプライアンス統括部
	投資案件に対するCSR観点からの審査	CSR・コンプライアンス統括部 事業・リスクマネジメント部
多様な人材の活用	多様な人材の確保・育成	人事部
	働きやすい職場環境の実現	
アカウンタビリティ	従業員とのコミュニケーション強化・従業員ニーズの経営への反映	業務部 人事部
	アカウンタビリティの向上・情報開示体制の整備	業務部 IR室 CFO室
危機管理	事業継続計画（BCP）の策定及びその高度化	業務部 人事部 総務部 IT企画部
	地域・国別リスクの把握と対策緊急時対応計画策定 駐在員・ナショナルスタッフの安全確保	海外市场部 人事部
情報セキュリティ	情報セキュリティ管理	IT企画部
	顧客情報・個人情報管理の強化	IT企画部 業務部 法務部

中期的なアクション	2006年度行動計画
海外、グループ会社、サプライチェーンの順にCSR上の諸問題への対応状況についての実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>①海外でのCSR上の諸問題への対応状況把握のため、地域・国別の重視すべきCSR課題等に関するCSRチェックリストの作成(海外市場部とのCo-Work)</li> <li>②海外店でのCSR諸問題への対応状況に関する調査実施(海外市場部とのCo-Work)</li> <li>③グループ会社でのCSR上の諸問題への対応状況把握に向けての諸作業着手</li> </ul>
一人ひとりの社員がCSRという概念を理解し、CSRマインドの醸成につなげ、CSR的視点を取り入れて日々の業務やビジネスを実践できるように全社的なCSR教育を推進する また、可能な範囲でグループ会社にもCSRに関する教育・啓発を展開する	<p>教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①社内各種研修でのCSR研修の実施</li> <li>②eラーニングの実施または自主制作ビデオを用いた啓発</li> <li>③「CSRレポートを読む会」を試験的に実施</li> </ul>
各種投資案件に対するCSRの観点からの審査強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①CSRの観点からの審査を導入すべき申請案件の特定</li> <li>②CSR対応チェックリストの作成</li> </ul>
国籍・性別・年齢に捉われない多様な人材の確保・育成	「人材多様化推進計画」の着実な実行
育児・介護、ボランティア等仕事と家庭の両立支援制度の取得率向上 ①組織長の理解を促進 ②社員に周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>①社内イントラを通じた情報発信強化</li> <li>②組織長研修実施</li> </ul>
社員の勤務実態の把握・長時間労働の防止 ①労働組合と協調して賃金不払残業防止、三六協定の遵守を適宜レビュー ②組織長の理解を促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①労働組合との定期的なレビュー実施</li> <li>②組織長研修実施</li> </ul>
全社員総会・労働組合との経営協議会等の開催	全社員総会・労働組合との経営協議会等の開催
①IR体制の強化 ②内部統制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①情報開示体制の継続的なレビューと改善</li> <li>②内部統制整備継続</li> </ul>
①各部署で緊急対応が必要な業務につき具体的BCP策定 ②緊急時連絡・安否確認システムの導入 ③予行演習 ④継続的BCP見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>①予行演習</li> <li>②継続的BCP見直し</li> </ul>
①ブロック別/国別リスクの随時更新/把握 (事業・リスクマネジメント部とのCo-work) ②海外関連情報の取りまとめ・発信 ③危機管理研究会との連携、情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>①各国の政治社会動向把握</li> <li>②ブロック別/国別リスクの把握</li> </ul>
伊藤忠商事におけるPDCAを確立し、継続的に情報セキュリティを改善	本社における情報管理諸規程、ITアーキテクチャ等の遵守状況レビュー
グループ会社向けの対応	グループ会社における情報管理諸規程の整備状況、ミニマムスタンダード遵守状況レビュー
技術的対策のさらなる強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①PC暗号化の完了</li> <li>②技術的対策のグループ会社への推奨、啓発を継続実施</li> </ul>
サービスレベル管理 (SLM:Service Level Management)	カンパニーシステムに対するService Level Agreement締結、運用開始
システム監査の実施	システム監査の継続実施
セキュリティ教育・啓発と個人情報保護対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>①eラーニングによる社員セキュリティ教育の継続実施</li> <li>②ライン長研修へのセキュリティ教育組み込み</li> </ul>
個人情報保護法の遵守・周知徹底の継続実施及び年1回のモニター・レビューの実施	個人情報保護法の遵守状況に関するモニター・レビューの実施